

対象期間

1. 課題

国内排出量取引制度の実施に当たり、まず、対象期間を定める必要がある。

対象期間とは、国内排出量取引制度における制度の基本が固定される期間のことであり、EU-ETSの「フェーズ」に相当する。

削減対策は、その実施及び効果の発現につき、通常複数年の見通しを持って行われるものであるから、一定期間、排出量の限度設定ルール等を固定することによって、制度対象者が対策の見通しを立てやすくなることが考えられる。

この対象期間の長さに加えて、当初の対象期間の始期、つまり国内排出量取引制度を開始する時期を検討する必要がある。

2. 検討

①国内排出量取引制度の開始時期と当初の対象期間について

地球温暖化対策基本法案に規定された2020年までの中期目標を達成するためには、目標達成に向けた取組をできるだけ早期に開始して、社会全体のソフトランディングを図る必要がある。

国内排出量取引制度は、我が国の中期目標の達成にむけた取組の一つであり、「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」の工程表では、「国内排出量取引制度の創設」の時期を2011年度からとしている。

しかし、例え2011年度に制度を創設できたとしても、その実施に当たっては2年程度の準備期間が必要であるから、最も早く制度を実施したとしても、2013年度からの開始と考えるのが妥当である。

当初の対象期間の終期については、国内排出量取引制度は、我が国の中期目標の達成のため、大規模排出源の個々の削減ポテンシャルに応じた削減を確保するための具体的施策であるから、2020年までの中期目標の期間を基準にして対象期間を定めることが適当である。

②当初の対象期間の区切り方について

国内排出量取引制度では、総量削減目標を定めて制度対象者の取組を促すため、複数年の对象期間を定める必要がある。削減対策は、その実施及び効果の発現につき、通常複数年の見通しを持って行われるものであるから、

研究開発及び削減投資に必要な期間にわたって、総量削減目標や排出量との限度設定ルール等が固定されれば、制度対象者は対策の見通しを立てやすくなると考えられる。

その観点からは、対象期間は十分な長さをとる必要があるが、2013年度から2020年度までの8年間で当初の対象期間とするのは長すぎ、実施前に予想できなかった問題点が浮上した場合に早急に措置して反映するために、二つに区切り、最初の対象期間を短めにすべきとの意見がある。

しかし、この場合でも、一つ目の対象期間が短すぎると、企業は、当該期間の削減対策を計画的に行うことができない。

企業が削減対策を計画的に行うために必要とする期間は、業種・部門により様々である。削減に要する施設・設備の使用期間も、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」には、その種別に応じて様々な期間が設定されており、一律に定まらない。

ただし、投資判断の期間は必ずしも削減に要する施設・設備の償却期間と一致しているわけではない。排出削減事業の適格性を判断する基準として、J-VER制度等においては、クレジット収入がなくても企業が省エネ投資を行う判断基準（経済障壁分析）を定めており、企業への調査に基づき、3年以内に投資回収できるかどうかを一つの目安としている。

このことを勘案すると、設備投資期間や使用期間は様々であっても、投資を行う判断基準は大きく変わるものではないから、対象期間については、少なくとも3年以上の複数年度を確保する必要がある。

また、2020年度以降の対象期間については、国際的な枠組み等の特段の理由が見出しがたい場合は、政府又は大臣が作成する法定計画及び目標等の期間を参考に、5年おきとするのが適当である。

3. 方針（案）

国内排出量取引制度を開始する時期は、最も早く実施できるとしても2013年度からとし、一つの対象期間の終期を2020年度とする。

ただし、この間、実施前に予想できなかった問題点が浮上した場合に早急に措置して反映するために、当初の対象期間を3年間とし、残りを次の対象期間とする。

以後の対象期間は、特に国際枠組み等の年限が示されなければ、5年おきに設定するべきである。

(参考)

○他国・他地域の制度について

- EU-ETSでは、2005年～2007年の3年間の第1フェーズを「試行フェーズ」とした。以後、京都議定書第一約束期間に合わせて2008年～2012年の5年間の第2フェーズとし、中期目標期間に合わせて2013年～2020年の8年間の第3フェーズとしている。
- NZ-ETSは、京都議定書の目標達成をも視野に入れた制度であるが、2010年～2012年の3年間の移行期間とし、以後、割当方法等を5年ごとに見直すこととしている。
- 米国北東部10州からなる地域温室効果ガスイニシアチブ (RGGI) では、独自に2000年～2004年平均比で、2009年～2014年に横ばい、2018年に10%削減との目標を掲げ、2009年～2011年、2012年～2014年の3年ごとに対象期間を設定している。
- 東京都では、都の温室効果ガス排出量を、2020年までに2000年比25%削減する独自の目標を掲げ、第一計画期間を2010～2014年度、第二計画期間を2015～2019年度とし、以後5年ごとに計画期間を設定している。